

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

「後期高齢者医療被保険者証（保険証）」が新しくなります

現在お持ちの保険証（水色）の有効期限は、平成 21 年 7 月 31 日までです。

新しい保険証（黄色）は 7 月中旬に簡易書留で郵送しますので、平成 21 年 8 月 1 日から新しい保険証をお使いください。

なお、新しい保険証（黄色）に記載してある一部負担金の割合は、平成 21 年度の市・県民税の課税所得をもとに判定しています。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請してください

世帯の全員が市・県民税非課税の人を対象に、入院時の医療費の窓口負担額と食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。入院中（予定）の人でまだ「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っていない人は、健康生活課高齢者医療係で申請してください。

なお、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」（水色）を持っている人は、平成 21 年 7 月 31 日で期限切れとなりますが、平成 21 年 8 月 1 日以降も対象となる人には、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）を新しい被保険者証に同封して送付します。申請は不要です。

入院時の一部負担金と食事代

	一部負担金の上限額	食事代（1食あたり）
現役並み 所得者	80,100 円＋ （総医療費－267,000 円）× 1%	260 円
	4 回目から 44,400 円（※ 2）	
一 般	44,400 円	260 円
低所得Ⅱ （※ 1）	24,600 円	入院日数が 90 日まで 210 円
		過去 12 ヶ月の入院日数が 91 日以上の場合 160 円
低所得Ⅰ （※ 1）	15,000 円	100 円

申請が必要
減額される
には
です。

（※ 1）低所得Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の人

低所得Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の各所得が 0 円の人

（年金収入のみの場合は、80 万円以下の人）

（※ 2）過去 12 か月間に 4 回以上の高額療養費の支給を受ける場合の 4 回目からの上限額です。

平成 21 年度の保険料が決定しました

平成 21 年度の正式な保険料額が決定しましたので、7 月中旬に保険料額決定通知書や納付書を送付します。新規に後期高齢者医療制度に加入した人については、これまで加入していた保険の種類、加入時期などによって、保険料の支払方法や支払時期が違いますのでご注意ください。

【後期高齢者医療保険料額の計算方法】

均等割額
【46,700 円】

+

所得割額
【{ 総所得金額等－33 万円（基礎控除額）} × 8.62%】

平成 21 年度は所得によって、下記の軽減があります。

●均等割の軽減の対象になる人

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額などが

○「基礎控除額（33 万円）」を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入 80 万円以下
（その他各種所得がない場合）⇒ 9 割軽減

○「基礎控除額（33 万円）」を超えない世帯 ⇒ 8.5 割軽減

○「基礎控除額（33 万円）」＋「24.5 万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）」
を超えない世帯 ⇒ 5 割軽減

○「基礎控除額（33 万円）」＋「35 万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯 ⇒ 2 割軽減

●所得割の軽減の対象になる人

○所得割の賦課のもととなる金額が 58 万円以下の人 ⇒ 5 割軽減

【被用者保険の被扶養者だった人への軽減】

後期高齢者医療に加入される直前に被用者保険の被扶養者だった人には保険料の軽減があります。平成 21 年度の軽減は均等割が 9 割軽減され、所得割が課されません。

【保険料の納付方法】

年金からの差引き（特別徴収）

対象になる人：年金が年額 18 万円以上の人で介護保険料とあわせた保険料額が年金額の半分を超えない人
（申請することで口座振替へ変更することができます）

口座振替または納付書による納付（普通徴収）

対象になる人：年金が年額 18 万円未満の人

介護保険料とあわせた保険料額が年金額の半分以上の人

特別徴収から口座振替への変更の申し出をした人

平成 21 年 3 月以降に後期高齢者医療制度に加入した人

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました

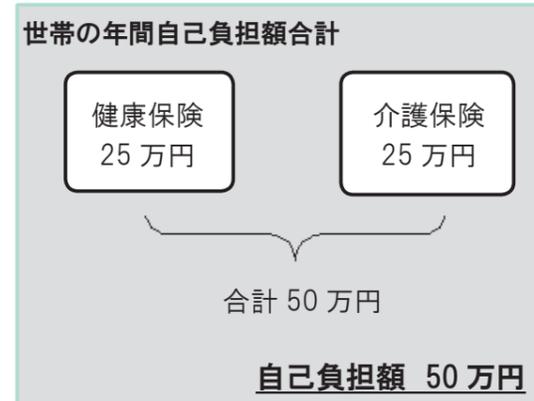
<高額医療・高額介護合算療養費制度>

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が、1 年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

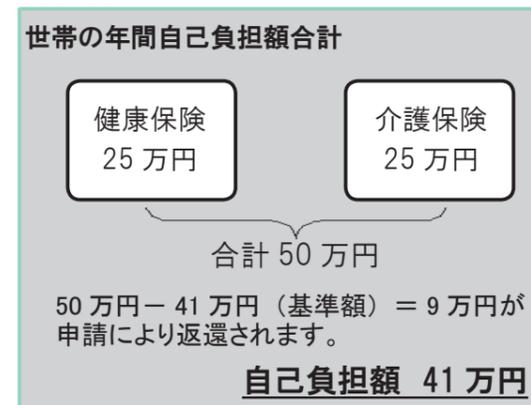
【このように負担が軽減されます】

例）世帯員全員が市町村民税非課税の場合。（所得によって基準額は異なります）

これまで



新制度



※対象者には熊本県後期高齢者医療広域連合より通知が予定されていますが、申請の受付開始時期やその方法については未定です。

【問】 健康生活課高齢者医療係 ☎ 63-1420